

## 吉村委員提供資料

# 和牛登録事業の概要

(社)全国和牛登録協会  
専務理事 吉村 豊信

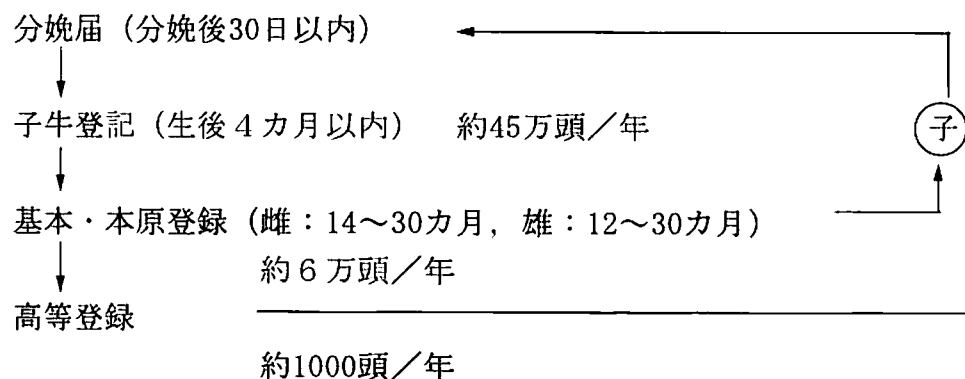
## 1. 和牛登録事業の法的根拠

### 家畜改良増殖法第32条の2「家畜登録機関」

- ・農林水産省所管の社団法人として認可(昭和25年)
- ・登録規程の農林水産省の承認
- ・農林水産省の助言、指導

## 2. 和牛登録の概要

### (1) 和牛登録の基本的な流れ



※全国3000名を超える審査委員が登記検査, 登録審査に従事

### (2) 登録区分と特色

#### ①子牛登記

##### 1) 登記の意義

- ・「登録の補助手段」(登録規程第3条)。登録事業を基礎とする改良の基礎情報
- ・流通・消費上の意義(子牛, 枝肉市場での「和牛」としての扱い。消費者の信頼。)
- ・育種価評価に用いられる枝肉成績と子牛登記証明書

##### 2) 子牛登記の流れ

授精(種付) → 分娩報告の提出 (15日以内) → 子牛検査 (4ヵ月以内) → 子牛登記証明書の発行 (6ヵ月以内)  
遅くとも30日以内)

### 3) 子牛検査

- ・書類の確認 分娩届：生年月日，性別  
授精証明書（ストロー添付原則）等：授精回数，最終授精年月日等  
母牛の登録証明書：授精証明書等の母牛番号，個体識別番号
- ・個体識別耳標の装着確認及び記録
- ・子牛検査 母子とも確認  
鼻紋採取（個体確認の手段）  
失格，損徴の確認

→ 子牛検査の結果，異常がなければ，「子牛登記証明書」を発行  
異毛色等により失格扱いされた牛は，「血統証明書」発行可

### ②基本登録

- ・繁殖牛として必要な基本的資格条件を満たした牛。
- ・位置づけとしては肥育もと牛生産用としての色合いが濃い。
- ・ただしこの中から，能力の極めて高い牛は，高等登録を経て，経営あるいは地域の改良の柱となる種牛圏に入るルートあり。

### ③本原登録

- ・和牛の改良・増殖を集団的に取り組んでいる地域（和牛改良組合）のベースを構成する牛。
- ・その主な役割は，改良の基礎となる種牛の供給。
- ・この中から能力の優れたものが高等登録牛として改良の中核的な牛群を構成。
- ・とくに和牛育種組合を結成し育種事業を展開しているところでは，選抜によって少数のエリート集団となる育種牛群に常に能力の高い種牛を幅広く供給する役割。

### ④高等登録

- ・ある程度生産に用いられ，繁殖成績や産子成績が判明し，血統、体型、繁殖成績、産子成績、不良形質に関する5つの資格条件を満たした種牛に対して与えられる最も高次の登録区分。
- ・地域や経営の中で和牛の改良の中核。

### (3) 情報の保存と利用

#### ①情報の保存

血統情報，繁殖記録，審査記録，枝肉情報etc

#### ②利用

##### 1) 改良の基礎情報

産肉能力に係わる育種価評価，分娩間隔の育種価評価，遺伝的多様性の基礎的検討，系統の再構築に係わる基礎情報等

##### 2) トレーサビリティと流通・消費面での利用



## 【参考】

### 品種の成立・発展と登録事業

#### 1. 現在の和牛（黒毛和種）の産肉能力の特徴

##### (1) 優れた肉質

脂肪交雑，きめ，しまり，脂肪の質

##### (2) 肉がやわらかく，旨味に富む

##### (3) オレイン酸が多く，健康食品

オレイン酸の作用：LDL（悪玉コレステロール）のみを減少させる健康食品

（リノール酸は血中コレステロール濃度を下げるが，HDL（善玉コレステロール）の濃度も下げる。また，不安定で酸化されやすい（過酸化脂質：発ガン性）。）

##### (4) 優れた肉量

枝肉から取れる部分肉重量が多い。

M/B比（骨に対する筋肉の比率）が高い。

歩留基準値における肉用種（黒毛和種）に対する加算 2.049

極端なの肥育をしても，皮下脂肪が厚くならない。

##### (5) 価値の高い肉の取れる割合が高い

※価値の高い部分肉：

「うで」，「かたロース」，「リブロース」，「サーロイン」，「ヒレ」，「うちもも」，  
「そともも」，「しんたま」，「らんいち」

#### 2. 品種の成立と登録事業 —品種成立に果たした登録事業の役割—

##### (1) 雑種奨励時代（1900～1910年）

在来和種 × 外国種

外国種との交配により，役肉用牛としての在来和牛の特徴が無くなる一方，外国種の発育性能等が取り込まれた。

→ 彩長補短による「改良和種」の固定

##### (2) 登録事業のはじまり

①登録の目的：外国種の交配により雑ばくとなった和牛を組織的に整理，固定種を造成する。

②登録事業の一般的仕組み

登録規程の制定

標準体型を理想像

審査標準を選抜基準



品種の能力の向上と斉一性を図る

③初期の各品種の登録事業

1) 黒毛和種：鳥取県（1920年～）等，各県で登録規程

【例】鳥取県畜産組合連合会畜牛登録規程，因伯種標準体型及び審査標準

2) 褐毛和種：熊本県（1922年～）

熊本県赤毛肥後種牛登録規程，肥後種審査標準

高知県（1939年～）登録規程，標準体型及び審査標準

3) 無角和種：山口県（1924年～）

山口県産牛畜産組合連合会畜牛登録規程，防長種標準体型



無角和種審査標準（1940年～）

4) 日本短角種：岩手県（1945年～）

岩手県農業会役肉用牛（褐毛東北種）登録規程，岩手県褐毛東北種標準体型及び審査標準

※ただし，明治初年よりショートホーンが輸入され南部牛との交配によって，組織性が欠けるために，固定品種としての認定は遅かったが，「東北褐毛種」ともいべき和牛集団を形成していた。

(3) 和牛の固定した品種としての認定

1944年 黒毛和種，褐毛和種，無角和種

1954年 日本短角種

(4) 和牛登録協会の設立と和牛の改良

つる牛の造成

高等登録制度の導入（能力が判明した牛に対する登録制度）

育種組合の設立と育種事業

(5) 肉専用種への性格転換 ← 役肉兼用種

審査標準の改正（肉牛タイプ）

産肉能力検定の導入（直接検定，間接検定）

(6) 肉量・肉質に優れた和牛造り

牛肉自由化とアニマルモデルによる産肉能力の育種価評価の開始

(7) 産肉能力と種牛能力に優れた和牛造り